

「女性が働きやすい医療機関」認証制度

目的

医療従事者の確保を図るため、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなど勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、当該医療機関が社会的に評価される仕組みを作ることにより、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ることを目的とします。

認証要件

次に掲げるすべての項目について取組を行っていること。

- ア 職場環境づくり
- イ 人事管理
- ウ 保育・介護支援
- エ サポート体制

- ・ 認証医療機関は、広告や名刺等に「女性が働きやすい医療機関」であることや「女性が働きやすい医療機関」認証マークを表示することができます。
- ・ 県から認証医療機関を関係団体へ通知するとともに、ホームページ等で広く周知します。

<平成27年度>

- ・申請機関 11医療機関(9病院、2診療所)
- ・認証機関 5医療機関(4病院、1診療所)
岡波総合病院、亀山市立医療センター、市立伊勢総合病院
長島中央病院、ウエルネス三重健診クリニック

三重県認証 女性が働きやすい 医療機関認証制度



医療従事者の確保を図るため、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気作り等の勤務環境改善に取り組んでいる医療機関を県が認証し、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ることを目的とする制度です。



「女性が働きやすい医療機関」認証制度の流れ

1. 書類審査

勤務環境改善や女性が働きやすい視点からなる自己点検表を提出

勤務環境改善の視点

三重県版勤務環境改善マネジメントシステム
チェックリスト

「女性が働きやすい」視点

女性が働きやすい医療機関認証制度
チェックリスト

2. 現地確認

申請書類に記載されている内容の確認や、
実際の運用状況の詳細等を確認



3. 専門部会による審査

申請書類の内容や実際の運用状況、
病院管理者の信念などを審査

「女性が働きやすい医療機関」認証制度専門部会
外部有識者等による専門部会
を設置

4. アドバイス・支援

審査を受けて、改善部分がある医療機関に対してセンターが助言・支援

三重県医療勤務環境改善支援センター

医療スタッフ全体の離職防止や医療の質の向上を図るため、PDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対する総合的な支援を行います。

三重県

「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計（審査項目、採点方法等の策定）を行います。

認証

認証書を交付し、三重県ホームページに公表

認証式 平成28年3月22日(火)

